

さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 耐震診断等（第3条—第12条）
- 第3章 耐震補強
 - 第1節 耐震補強設計（第13条—第22条）
 - 第2節 耐震補強工事（第23条—第33条）
 - 第3節 建替え工事（第34条—第44条）
- 第4章 補則（第45条—第52条）
 - 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、市民が安心して生活できるよう、地震災害に強いまちづくりを推進するため、市内における既存建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事又は建替え工事を実施する当該建築物の所有者等に対し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定により定めるさいたま市建築物耐震改修促進計画に基づき、助成金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）により、建築物の地震に対する安全性を評価するもの（次号に規定するものを除く。）をいう。
- (2) マンション簡易診断 共同住宅及び長屋を対象に、市長が別に定める方法により、建築物の地震に対する安全性を簡易的に評価するもの及びそれを実施するための予備的な調査をいう。
- (3) 耐震補強設計 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物に対して、地震に対して安全な構造となるようにする補強工事の設計をいう。
- (4) 耐震補強工事 耐震補強設計により実施する工事をいう。
- (5) 建替え工事 助成を受けようとする建築物をすべて除却し、当該建築物が存していた敷地内で新たに建築物を建築する工事をいう。
- (6) 緊急輸送道路閉塞建築物 耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物のうち、その敷地に接する道路が、埼玉県が策定した埼玉県地域防災計画に定められた第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路又は第二次緊急輸送道路である建築物をいう。
- (7) 耐震化促進建築物 耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物のうち、その敷地に接する道路が埼玉県建築物耐震改修等補助制度要綱に規定する重点23路線（本市域に係る路線に限る。）である建築物で、3以上の階数を有する木造以外のものをいう。

第2章 耐震診断等

（助成対象建築物）

第3条 耐震診断又はマンション簡易診断（以下これらを「耐震診断等」という。）の助成の対象となる建築物は、昭和56年5月31日以前に工事に着手し、建築されたもの（以下「旧耐震建築物」という。）で、次に掲げるものとする。

- (1) 戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。）
- (2) 共同住宅及び長屋（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下「

共同住宅等」という。)

- (3) 耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物（共同住宅等に該当するものを除く。以下この章において「特定既存耐震不適格建築物」という。）
- (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、幼稚園、自治会館その他これらに類するもの（特定既存耐震不適格建築物に該当するものを除く。以下「老人ホーム等」という。）

（助成対象耐震診断等）

第4条 助成の対象となる耐震診断等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 木造の戸建て住宅の耐震診断の場合は、さいたま市既存建築物耐震診断資格者名簿に登録された建築士（以下「診断資格者」という。）が行うものであること。ただし、耐震診断の実施に当たり十分な知識を有すると市長が認めた者が行う場合については、この限りでない。
- (2) 戸建て住宅（前号に掲げるものを除く。）、木造の共同住宅等及び木造の老人ホーム等の耐震診断並びにマンション簡易診断の場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により登録を受けた建築士事務所に属する一級建築士が行うものであること。
- (3) 共同住宅等（前号に掲げるものを除く。）、特定既存耐震不適格建築物及び老人ホーム等（前号に掲げるものを除く。）の耐震診断の場合は、建築士法第23条の規定により登録を受けた建築士事務所に属する一級建築士が行うものであり、かつ、耐震診断の実施後、当該耐震診断が適正に行われたかどうかを確認するために公的機関又はこれに準ずる機関（以下「公的機関等」という。）の判定を受けるものであること。

（助成金の交付対象者）

第5条 耐震診断に係る助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人等を除く。

- (1) 助成の対象となる建築物を所有している者（戸建て住宅及び共同住宅等の場合は、当該所有者の2親等以内の親族を含む。）
- (2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）（以下「区分所有法」という。）第1条の規定に該当する建築物（以下「区分所有建築物」という。）の場合は、同法第2条第2項に規定する区分所有者の代表の者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が助成金の交付を受けることが適正であると認める者

（助成金の額）

第6条 耐震診断に係る助成金の額は、次に定める額とする。

- (1) 戸建て住宅の場合は、1棟につき耐震診断に要した額。ただし、6万5,000円（耐震化促進建築物に該当する戸建て住宅の場合は、床面積1,000平方メートル以下の部分は1平方メートルにつき3,600円を、床面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以下の部分は1平方メートルにつき1,540円を、床面積2,000平方メートルを超える部分は1平方メートルにつき1,030円を、それぞれ当該部分の床面積に乗じた額を合計した額）を限度とする。
- (2) 共同住宅等の場合は、1棟につき耐震診断に要した費用（床面積1,000平方メートル以下の部分は1平方メートルにつき3,600円を、床面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以下の部分は1平方メートルにつき1,540円を、床面積2,000平方メートルを超える部分は1平方メートルにつき1,030円を、それぞれ当該部分の床面積に乗じた額を合計した額を限度とする。以下この項において同じ。）の3分の2（耐震化促進建築物に該当する共同住宅等の場合は、耐震診断に要した費用）に相当する額。ただし、住宅の戸数に5万円を乗じた額（耐震化促進建築物

に該当する共同住宅等の場合は、住宅の戸数に8万円を乗じた額)を限度とする。

- (3) 特定既存耐震不適格建築物(次号に規定するものを除く。)の場合は、1棟につき耐震診断に要した費用の3分の2に相当する額。ただし、300万円を限度とする。
 - (4) 耐震化促進建築物に該当する特定既存耐震不適格建築物の場合は、1棟につき耐震診断に要した費用に相当する額。ただし、1,000万円を限度とする。
 - (5) 老人ホーム等(次号に規定するものを除く。)の場合は、1棟につき耐震診断に要した費用の3分の2に相当する額。ただし、120万円を限度とする。
 - (6) 耐震化促進建築物に該当する老人ホーム等の場合は、1棟につき耐震診断に要した費用に相当する額。ただし、1,000万円を限度とする。
- 2 マンション簡易診断に係る助成金の額は、1棟につき要した費用の3分の2に相当する額又は20万円のいずれか低い額とする。
 - 3 前2項の助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
(助成金交付申請)

第7条 耐震診断等に係る助成金の交付を受けようとする者(以下「耐震診断等申請者」という。)は、耐震診断等の実施前に、耐震診断等助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 建物の登記事項証明書その他建築物の建築時期及び所有者が確認できる書類
 - (2) 配置図及び各階平面図(建築物の位置及び面積を表示したもの)
 - (3) 法人の登記事項証明書(建築物の所有者が法人の場合に限る。)
 - (4) 区分所有者の代表の者が確認できる書類(区分所有建築物の場合に限る。)
 - (5) 建築物の所有者以外の者が助成金の交付を受けようとする場合(戸建て住宅及び共同住宅等の場合に限る。)は、2親等以内であることが確認できる書類
 - (6) 耐震診断等に要する費用の見積書の写し
 - (7) 耐震診断等申請者以外に所有者がいる場合においては、耐震診断等の実施について当該所有者の合意があることを証する書類(戸建て住宅の場合を除く。)
 - (8) 耐震化促進建築物の場合においては、当該耐震化促進建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さが確認できる立面図等
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部の添付を省略することができる。
(交付の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに審査その他必要な調査を行い、申請内容がこの告示の目的及び規定に適合していると認めたときは、助成金の交付を決定し、耐震診断等申請者に耐震診断等助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

- 2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による審査等の結果、助成金の交付をしないことを決定したときは、耐震診断等申請者に助成金不交付決定通知書(様式第2号の2)により通知しなければならない。
- 4 第1項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者(以下「耐震診断等助成対象者」という。)は、当該通知を受けた後に耐震診断等に着手するものとする。
(耐震診断等の変更又は中止)

第9条 耐震診断等助成対象者は、耐震診断等に係る助成金の交付の申請の内容を変更しようとするとき(軽微な変更で、助成金の額に変更が生じないものを除く。)は、耐震診断

等変更承認申請書（様式第3号）に当該変更に係る書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、変更内容がこの告示の目的及び規定に適合していると認めるときは、耐震診断等変更承認通知書（様式第4号）により、耐震診断等助成対象者に通知しなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の承認について準用する。
- 4 耐震診断等助成対象者は、やむを得ない事情により耐震診断等を中止するときは、速やかに助成金交付辞退届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第10条 耐震診断等助成対象者は、耐震診断等の完了後速やかに、耐震診断等実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断等報告書の写し
- (2) 耐震診断等の契約書等の写し
- (3) 耐震診断等の領収書等の写し
- (4) 共同住宅等（木造のものを除く。）、特定既存耐震不適格建築物及び老人ホーム等（木造のものを除く。）の耐震診断の場合は、公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、助成金の交付決定のあった日の属する年度の1月31日までに行わなければならない。ただし、市長が当該期限を変更し、又は延長する必要があると認めるときは、この限りでない。

（助成金の額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の報告があったときは、速やかに審査を行い、耐震診断等が適正に行われたと認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書（様式第7号）により、耐震診断等助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第12条 耐震診断等助成対象者は、前条の通知を受けたときは、助成金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付請求により、助成金を交付する。

第3章 耐震補強

第1節 耐震補強設計

（助成対象建築物）

第13条 耐震補強設計の助成の対象となる建築物は、旧耐震建築物であり、かつ、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物で、次に掲げるものとする。

- (1) 戸建て住宅
- (2) 共同住宅等
- (3) 耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「要緊急安全確認大規模建築物」という。）
- (4) 耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物（要緊急安全確認大規模建築物又は共同住宅等に該当するものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）で、市長が別に定める基準に該当するもの
- (5) 老人ホーム等で、市長が別に定める基準に該当するもの

（助成対象耐震補強設計）

第14条 助成の対象となる耐震補強設計は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 木造の戸建て住宅の場合は、診断資格者が行うものであること。ただし、耐震補強設

計の実施に当たり十分な知識を有すると市長が認めた者が行う場合については、この限りでない。

- (2) 戸建て住宅（前号に掲げるものを除く。）、木造の共同住宅等及び木造の老人ホーム等の場合は、建築士法第23条の規定により登録を受けた建築士事務所に属する一級建築士が行うものであること。
- (3) 共同住宅等（前号に掲げるものを除く。）、要緊急安全確認大規模建築物、特定既存耐震不適格建築物及び老人ホーム等（前号に掲げるものを除く。）の場合は、建築士法第23条の規定により登録を受けた建築士事務所に属する一級建築士が行うものであり、かつ、耐震補強設計の実施後、当該耐震補強設計が適正に行われたかどうかを確認するために公的機関等の判定を受けるものであること。

（助成金の交付対象者）

第15条 耐震補強設計に係る助成金の交付を受けることができる者は、第5条に規定する者とする。

（助成金の額）

第16条 戸建て住宅又は共同住宅等の耐震補強設計に係る助成金の額は、次に定める額とする。

- (1) 戸建て住宅の場合は、1棟につき耐震補強設計に要した費用の3分の2に相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、20万円を限度とする。
 - (2) 共同住宅等の場合は、1棟につき耐震補強設計に要した費用の3分の2に相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、住宅の戸数に10万円を乗じた額を限度とする。
- 2 要緊急安全確認大規模建築物、特定既存耐震不適格建築物又は老人ホーム等の耐震補強設計に係る助成金の額は、次に定める額とする。
- (1) 要緊急安全確認大規模建築物又は特定既存耐震不適格建築物の場合は、1棟につき耐震補強設計に要した費用の3分の2に相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、300万円を限度とする。
 - (2) 老人ホーム等の場合は、1棟につき耐震補強設計に要した費用の3分の2に相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、120万円を限度とする。

（助成金交付申請）

第17条 耐震補強設計に係る助成金の交付を受けようとする者（以下「耐震補強設計申請者」という。）は、耐震補強設計の実施前に、耐震補強設計助成金交付申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震補強設計に要する費用の見積書の写し
- (2) 耐震補強設計申請者以外に所有者がいる場合においては、耐震補強設計の実施について当該所有者の合意があることを証する書類
- (3) 第7条第1項第1号から第5号まで並びに第10条第1項第1号及び第4号に掲げる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部の添付を省略することができる。

（交付の決定等）

第18条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに審査その他必要な調査を行い、申請内容がこの告示の目的及び規定に適合していると認めたときは、助成金の交付を決定し、耐震補強設計申請者に耐震補強設計・工事助成金交付決定通知書（様式第10号）により通知しなければならない。

- 2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付すことができる。
- 3 市長は、第1項の規定による審査等の結果、助成金の交付をしないことを決定したときは、耐震補強設計申請者に助成金不交付決定通知書により通知しなければならない。
- 4 第1項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「耐震補強設計助成対象者」という。）は、当該通知を受けた後に耐震補強設計に着手するものとする。

（耐震補強設計の変更又は中止）

第19条 耐震補強設計助成対象者は、耐震補強設計に係る助成金の交付の申請の内容を変更しようとするとき（軽微な変更で、助成金の額に変更が生じないものを除く。）は、耐震補強設計・工事変更承認申請書（様式第11号）に当該変更に係る書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、変更内容がこの告示の目的及び規定に適合していると認めるときは、耐震補強設計・工事変更承認通知書（様式第12号）により、耐震補強設計助成対象者に通知しなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の承認について準用する。
- 4 第9条第4項の規定は、耐震補強設計助成対象者が耐震補強設計を中止する場合について準用する。

（実績報告）

第20条 耐震補強設計助成対象者は、耐震補強設計の完了後速やかに、耐震補強設計実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震補強設計図
 - (2) 耐震補強工事実施後の耐震診断報告書
 - (3) 耐震補強設計の契約書等の写し
 - (4) 耐震補強設計に要した費用に係る領収書等の写し
 - (5) 耐震補強設計概要書（様式第14号）
 - (6) 共同住宅等（木造のものを除く。）、要緊急安全確認大規模建築物、特定既存耐震不適格建築物及び老人ホーム等（木造のものを除く。）の場合は、公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 第10条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

（助成金の額の確定）

第21条 市長は、前条第1項の報告があったときは、速やかに審査を行い、耐震補強設計が適正に行われたと認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書により、耐震補強設計助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第22条 第12条の規定は、前条の通知を受けた耐震補強設計助成対象者に係る助成金の交付請求及びその交付について準用する。

第2節 耐震補強工事

（助成対象建築物）

第23条 耐震補強工事の助成の対象となる建築物は、旧耐震建築物であり、かつ、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定されたことにより耐震補強設計を実施した建築物で、次に掲げるものとする。ただし、第1号から第4号までに掲げるものについては、地震に対して安全な構造とする旨の建築基準法第2条第35号に規定する特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法による指導を受けたもので、建築基準法による耐震改修に係る命令を受けていないものに限る。

- (1) 戸建て住宅
- (2) 共同住宅等
- (3) 要緊急安全確認大規模建築物
- (4) 特定既存耐震不適格建築物で、市長が別に定める基準に該当するもの
- (5) 老人ホーム等で、市長が別に定める基準に該当するもの

(助成対象耐震補強工事)

第24条 助成の対象となる耐震補強工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可を受けている者が行うものとする。

2 前項の耐震補強工事は、第14条の規定による耐震補強設計により実施するものとする。

3 前項の規定により実施された耐震補強工事は、同項の耐震補強設計を行った者又はその者の代わりに当該耐震補強工事の検査を行い得ると市長が認めた者が当該検査を行い、耐震補強設計のとおり実施されたことを確認するものとする。

(助成金の交付対象者)

第25条 耐震補強工事に係る助成金の交付を受けることができる者は、第5条に規定する者とする。

(助成金の額)

第26条 戸建て住宅又は共同住宅等の耐震補強工事に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1) 戸建て住宅の場合は、1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき3万3,500円を乗じた額を限度とする。）の2分の1に相当する額。ただし、120万円から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

(2) 共同住宅等の場合は、次のアに定める額とする。ただし、緊急輸送道路閉塞建築物に該当する共同住宅等の場合は、次のア又はイに定める額のうちいずれか多い額とする。

ア 1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき3万3,500円（耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものにあつては4万9,300円）を乗じた額を限度とする。）の2分の1に相当する額。ただし、住宅の戸数に60万円を乗じた額から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

イ 1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき4万9,300円を乗じた額を限度とする。）の3分の2に相当する額。ただし、4,500万円から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

2 要緊急安全確認大規模建築物、特定既存耐震不適格建築物又は老人ホーム等の耐震補強工事に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物又は特定既存耐震不適格建築物の場合は、1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万300円を乗じた額を限度とする。）の3分の1（緊急輸送道路閉塞建築物に該当する要緊急安全確認大規模建築物又は特定既存耐震不適格建築物の場合は、耐震補強工事に要した費用の3分の2）に相当する額。ただし、1,500万円（救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条の規定により告示された病院若しくは診療所又は緊急輸送道路閉塞建築物に該当する要緊急安全確認大規模建築物若しくは特定既存耐震不適格建築物の場合は4,500万円）から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

(2) 老人ホーム等の場合は、1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万300円を乗じた額を限度とする。）の100分の23.0に

相当する額。ただし、720万円から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

- 3 前2項の助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
(助成金交付申請)

第27条 耐震補強工事に係る助成金の交付を受けようとする者（以下「耐震補強工事申請者」という。）は、耐震補強工事の実施前に、耐震補強工事助成金交付申請書（様式第14号の2）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震補強工事費内訳書
 - (2) 現況写真
 - (3) 耐震補強工事申請者以外に所有者がいる場合においては、耐震補強工事の実施について当該所有者の合意があることを証する書類
 - (4) 第7条第1項第1号から第5号まで並びに第10条第1項第1号及び第4号に掲げる書類
 - (5) 第20条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる書類
 - (6) 3者以上（戸建て住宅の場合及び耐震補強工事の実施について特殊の技術を要する場合は、1者以上）による入札又は見積書の徴収を行った結果が分かる書類
 - (7) 緊急輸送道路閉塞建築物の場合においては、当該緊急輸送道路閉塞建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さが確認できる立面図等
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部の添付を省略することができる。

(交付の決定等)

第28条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに審査その他必要な調査を行い、申請内容がこの告示の目的及び規定に適合していると認めるときは、助成金の交付を決定し、耐震補強工事申請者に耐震補強設計・工事助成金交付決定通知書により通知しなければならない。

- 2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による審査等の結果、助成金の交付をしないことを決定したときは、耐震補強工事申請者に助成金不交付決定通知書により通知しなければならない。
- 4 第1項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「耐震補強工事助成対象者」という。）は、当該通知を受けた後に耐震補強工事に着手するものとする。

(耐震補強工事の変更又は中止)

第29条 第19条の規定は、耐震補強工事助成対象者が耐震補強工事に係る助成金の交付の申請の内容を変更し、又は耐震補強工事を中止する場合について準用する。

(特定工程の調査)

第30条 耐震補強工事助成対象者は、耐震補強工事について次に定める工程に達したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 木造の戸建て住宅の耐震補強工事の場合は、次のア又はイに掲げる耐震補強部分について、それぞれア又はイに定める工程に達したとき。
 - ア 基礎 配筋
 - イ 壁 筋交い等を入れた軸組みの設置
 - (2) 前号に掲げる建築物以外の建築物の耐震補強工事の場合は、市長が指定する工程に達したとき。
- 2 市長は、前項の報告があったときは、耐震補強工事が適正に行われているかどうか、速

やかに調査を行い、当該耐震補強工事が適正に行われていないと認める場合には、当該耐震補強工事が適正に行われるよう耐震補強工事助成対象者に指導する。この場合において、耐震補強工事助成対象者が指導に従わないときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第31条 耐震補強工事助成対象者は、耐震補強工事の完了後速やかに、耐震補強工事实績報告書(様式第15号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震補強工事の契約書等の写し
- (2) 耐震補強工事に要した費用に係る領収書等の写し
- (3) 耐震補強工事箇所別の施工前、施工中及び施工後の写真
- (4) 第24条第3項の規定により耐震補強工事の検査を行った者が作成する工事検査状況報告書
- (5) その他市長が認める書類

2 第10条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

(助成金の額の確定)

第32条 市長は、前条第1項の報告があったときは、速やかに審査を行い、耐震補強工事が適正に行われたと認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書により、耐震補強工事助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第33条 第12条の規定は、前条の通知を受けた耐震補強工事助成対象者に係る助成金の交付請求及びその交付について準用する。

第3節 建替え工事

(助成対象建築物)

第34条 建替え工事の助成の対象となる建築物は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 旧耐震建築物であり、かつ、第4条の規定による耐震診断等により市長が別に定める基準に該当するもの
- (2) 次のいずれかに該当するもの(ただし、アからエまでに該当するものについては、地震に対して安全な構造とする旨の建築基準法第2条第35号に規定する特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法による指導を受けたもので、建築基準法による耐震改修に係る命令を受けていないものに限る。)

ア 戸建て住宅

イ 共同住宅等

ウ 要緊急安全確認大規模建築物

エ 特定既存耐震不適格建築物で、市長が別に定める基準に該当するもの

オ 老人ホーム等で、市長が別に定める基準に該当するもの

(助成対象建替え工事)

第35条 助成の対象となる建替え工事は、前条第2号に掲げる建築物と同一の用途に供するものを建築するものとする。

2 戸建て住宅については、当該戸建て住宅の建替え工事に係る助成金の交付を受けようとする者の居住の用に供するものとする。

(助成金の交付対象者)

第36条 建替え工事に係る助成金の交付を受けることができる者は、第5条に規定する者とする。

(助成金の額)

第37条 建替え工事に係る助成金の額は、次に定める額とする。

- (1) 戸建て住宅の場合は、1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき3万3,500円を乗じた額を限度とする。）の100分の23.0に相当する額。ただし、60万円から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。
- (2) 共同住宅等の場合は、次のアに定める額とする。ただし、緊急輸送道路閉塞建築物に該当する共同住宅等の場合は、次のア又はイに定める額のうちいずれか多い額とする。
 - ア 1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき3万3,500円（耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものにあつては4万9,300円）を乗じた額を限度とする。）の100分の23.0に相当する額。ただし、建替え工事前の建築物の住宅の戸数に30万円を乗じた額から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。
 - イ 1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき4万9,300円を乗じた額を限度とする。）の3分の1に相当する額。ただし、2,250万円から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。
- (3) 要緊急安全確認大規模建築物又は特定既存耐震不適格建築物の場合は、1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万300円を乗じた額を限度とする。）の100分の23.0（緊急輸送道路閉塞建築物に該当する要緊急安全確認大規模建築物又は特定既存耐震不適格建築物の場合は、建替え工事に要した費用の3分の1）に相当する額。ただし、650万円（救急病院等を定める省令第2条の規定により告示された病院又は診療所にあつては、2,000万円）から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額（緊急輸送道路閉塞建築物に該当する要緊急安全確認大規模建築物又は特定既存耐震不適格建築物の場合は、前号イただし書きに定める額）を限度とする。
- (4) 老人ホーム等の場合は、1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万300円を乗じた額を限度とする。）の100分の23.0に相当する額。ただし、360万円から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

2 前項の助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（助成金交付申請）

第38条 建替え工事に係る助成金の交付を受けようとする者（以下「建替え工事申請者」という。）は、建替え工事の実施前に、建替え工事助成金交付申請書（様式第16号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 建替え工事に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し
- (2) 建替え工事費内訳書
- (3) 現況写真
- (4) 建替え工事申請者以外に所有者がいる場合においては、建替え工事の実施について当該所有者の合意があることを証する書類
- (5) 第7条第1項第1号から第5号まで並びに第10条第1項第1号及び第4号に掲げる書類
- (6) 緊急輸送道路閉塞建築物の場合においては、当該緊急輸送道路閉塞建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さが確認できる立面図等
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部の添付を省略することができる。

(交付の決定等)

第39条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに審査その他必要な調査を行い、申請内容がこの告示の目的及び規定に適合していると認めるときは、助成金の交付を決定し、建替え工事申請者に建替え工事助成金交付決定通知書(様式第17号)により通知しなければならない。

2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査等の結果、助成金の交付をしないことを決定したときは、建替え工事申請者に助成金不交付決定通知書により通知しなければならない。

4 第1項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者(以下「建替え工事助成対象者」という。)は、当該通知を受けた後に建替え工事に着手するものとする。

(建替え工事の変更又は中止)

第40条 建替え工事助成対象者は、建替え工事に係る助成金の交付の申請の内容を変更しようとするとき(軽微な変更で、助成金の額に変更が生じないものを除く。)は、建替え工事変更承認申請書(様式第18号)に当該変更に係る書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、変更内容がこの告示の目的及び規定に適合していると認めるときは、建替え工事変更承認通知書(様式第19号)により、建替え工事助成対象者に通知しなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の承認について準用する。

4 第9条第4項の規定は、建替え工事助成対象者が建替え工事を中止する場合について準用する。

(除却工事の報告)

第41条 建替え工事助成対象者は、助成の対象となる建築物の除却工事が完了後速やかに、除却工事完了報告書(様式第20号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 除却工事が完了したことが確認できる現地写真

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、除却工事が適正に行われていないと認める場合には、当該除却工事が適正に行われるよう建替え工事助成対象者に指導する。この場合において、建替え工事助成対象者が指導に従わないときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第42条 建替え工事助成対象者は、建替え工事の完了後速やかに、建替え工事实績報告書(様式第21号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し

(2) 建替え工事の契約書等の写し

(3) 建替え工事に要した費用に係る領収書等の写し

(4) 居住の用に供することが確認できる書類(戸建て住宅に限る。)

(5) その他市長が認める書類

2 第10条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

(助成金の額の確定)

第43条 市長は、前条第1項の報告があったときは、速やかに審査を行い、建替え工事が適正に行われたと認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書により、建替え工事助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第44条 第12条の規定は、前条の通知を受けた建替え工事助成対象者に係る助成金の交付請求及びその交付について準用する。

第4章 補則

(助成の制限)

第45条 助成金の交付は、建築物1棟につき、耐震診断、マンション簡易診断、耐震補強設計、耐震補強工事及び建替え工事それぞれ1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、戸建て住宅の建替え工事の場合は、1の敷地につき1棟限りとする。

3 第1項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他公共団体からこの告示と同様の助成金等（耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱（平成25年国住市第54号国土交通省住宅局長通知）に係る補助金その他市長が住宅の耐震対策のためこの告示による助成金と併用して交付を受けることが適当と認めるものを除く。）を受けているときは、助成金の交付は行わない。

4 第1項の規定にかかわらず、戸建て住宅についてさいたま市木造住宅耐震診断員派遣事業要綱（平成21年さいたま市告示第359号）第9条の規定による耐震診断の結果の報告を受けているときは、当該戸建て住宅の耐震診断に係る助成金の交付は行わない。

5 さいたま市耐震シェルター等設置支援事業要綱（平成22年さいたま市告示第435号）による助成金の交付を受けているときは、第26条第1項及び第2項並びに第37条第1項の規定の適用については、第26条第1項中「第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額」とあるのは「第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額とさいたま市耐震シェルター等設置支援事業要綱（平成22年さいたま市告示第435号）により確定した耐震シェルター等設置に係る補助金の額とを合算した額」と、第26条第2項及び第37条第1項中「第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額」とあるのは「第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額とさいたま市耐震シェルター等設置支援事業要綱により確定した耐震シェルター等設置に係る補助金の額とを合算した額」とする。

6 助成金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(消費税等仕入控除税額の取扱い)

第46条 第6条、第16条、第26条及び第37条の助成金の額は、耐震診断等、耐震補強設計、耐震補強工事又は建替え工事（以下「助成対象事業」という。）に要した費用から消費税等仕入控除税額（助成対象事業に要した費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除いて算出した額とする。

2 第7条第1項、第17条第1項、第27条第1項又は第38条第1項の規定による申請（次条第2項において「申請」という。）をしようとする者は、当該助成対象事業に要した費用が消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合は、消費税等仕入控除不適用申出書（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申出をした場合で、消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに当該額を市長に報告しなければならない。

4 市長は、消費税等仕入控除税額を明らかにするため、課税売上高等について、報告を求めることができる。

(全体設計承認)

第47条 助成対象事業が複数年度にわたる場合において、市長が別に定める要件に該当する場合に限り、当該助成対象事業に係る助成金を支給することができる。

- 2 前項の助成金の交付を受けようとする者は、初年度における申請の前に、全体設計（変更）承認申請書（様式第23号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査その他必要な調査を行い、申請内容がこの告示の目的及び規定に適合していると認めるときは、当該申請を承認し、全体設計（変更）承認通知書（様式第24号）により前項に規定する者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による承認の通知を受けた者は、当該承認の後に同項の申請内容を変更しようとするときは、変更承認申請の前に、第2項の申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 第3項の規定は、前項の申請書の提出があった場合について準用する。
- 6 第3項の規定による承認を受けた場合における第10条第1項、第20条第1項、第31条第1項及び第42条第1項の規定の適用については、これらの規定中「完了後」とあるのは「各年度における事業の完了後」とする。
（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第48条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
 - (2) 交付の決定若しくは前条第3項の規定による承認の内容又はこれらに付した条件に違反していると認めるとき。
 - (3) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。
（消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び助成金の返還）

第49条 助成金交付額の確定の通知を受けた助成対象者は、当該通知を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合であつて、当該消費税等仕入控除税額が第46条第2項に規定する実績報告時の消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第25号）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、助成金を交付した後に、前項の報告書の提出があった場合その他の助成金の額から減額すべき消費税等仕入控除税額があることを確認した場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。
（調査等に対する協力）

第50条 助成対象者は、この告示による助成金の交付等に関し、市長が必要な調査をし、又は報告を求めたときは、これに協力しなければならない。

（書類の整備）

第51条 助成対象者は、助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の書類を整備し、5年間保存しなければならない。

（その他）

第52条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この告示による助成金に相当する補助金等の交付があり、その対象となった建築物については、次に掲げる場合を除き、この告示の規定は、適用しない。
 - (1) この告示による耐震診断に係る助成金に相当する補助金等の交付があり、その対象と

なった建築物で、施行日以後に耐震補強設計又は耐震補強工事を実施するものについて、耐震補強設計又は耐震補強工事に係る助成金の交付を受けようとする場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合
(失効)

- 3 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した助成金については、第48条から第51条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までに第47条第3項の規定による全体設計の承認を受けた者が同日後に当該承認に係る助成金を受ける場合については、この告示の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

附 則(平成19年9月28日告示第1031号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第350号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月27日告示第697号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年6月27日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第358号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第434号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年1月31日告示第126号)
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱附則第4項から第7項までの規定は、この告示の施行の日以後にさいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱第28条の交付決定を受ける助成金について適用し、同日前に同条の交付決定を受けた助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成23年9月28日告示第1295号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱第16条又は第26条の規定は、平成23年4月1日以後にさいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱第17条第1項、第27条第1項又は第45条第1項の規定による申請(当該申請後に第19条第1項又は第29条の規定による変更の承認に係る申請をした場合を含む。)をした者に交付する助成金について適用し、同日前に申請をした者に交付する助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月30日告示第468号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
附 則 (平成25年11月22日告示第1576号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年11月25日から施行する。
附 則 (平成27年3月31日告示第433号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日告示第483号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
附 則 (平成28年6月27日告示第913号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後のさいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱(以下「改正後の要綱」という。)第26条及び第37条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第26条又は第37条の規定は、平成28年4月1日以後にさいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱第27条第1項及び第38条第1項の規定による申請をした者に交付する助成金について適用する。

附 則 (平成29年3月31日告示第520号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月28日告示第451号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。